

CHANGE

会社が明言！「検査中は手歯止めを装着しており転動防止措置は行っている」

すなわち、仕業検査中、手歯止めは外してはならない！！

2020年5月20日、新大阪日之出会議室において「申」第26号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答ならざる「回答」がありました。

「移動禁止時の手歯止め撤去について」の申し入れ

現在、大阪仕業検査車両所における作業時、すなわち移動禁止表示器が「赤」の時であっても当該列車の手歯止めが取り外されている。

しかし、仕業検査ではブレーキ試験検査の項目があり、その検査時にブレーキ設定器を「運転位置」にした際にBC圧力が0kPaとなりブレーキが全くかかっていない状態になる。この時に手歯止めが外されていると列車が転動する恐れがある。

仕業検査ではブレーキ試験検査と同時期に列車の床下側検査が行われ、台車やブレーキディスク、ライニング等、ブレーキ装置関係に作業者が近づいて検査を行っている。この時に列車が転動すると触車し、重大な労働災害につながる。また申告作業でも同様の事態が考えられる。

社員が安全に安心して作業ができる職場環境を作るために、以下の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。（中略）

【申し入れ】

会社は移動禁止時にブレーキが全くかかっていない（転動防止が行われていない）状態になることを想定しているのか明らかにすること。

【会社回答】

ブレーキ試験の際に、ブレーキ設定器「運転位置」にすることで一時的にブレーキが掛っていない状態となるが、検査中は手歯止めを装着しており転動防止措置は行っている。

会社は現状を正しく認識していない！

今までも、仕業検査中に手歯止めを外していることがありました。

しかし今回、会社は「検査中は手歯止めを装着しており転動防止措置は行っている」と回答しています。よって本務乗務員や構内操縦担当者にも「仕業検査中は手歯止め外し厳禁」を徹底しなくてはなりません！

会社には、列車が転動することによる重大な労働災害を未然に防ぐ、安全配慮義務が当然あります！！